

加入者目線から見た公的年金制度

(公財)年金シニアプラン総合研究機構理事長・一橋大学名誉教授

高山 憲之

本稿では、本年六月初旬に年金シニアプラン総合研究機構が実施した「公的年金の周知度に関するインターネット調査」を取りあげ、その概要や主要な調査結果を紹介するとともに、新たに判明したことをめぐって、若干の考察を試みる(注1)。

まず、第一節で調査の概要を説明し、第二節で主な調査結果を解説する。第三節では、調査で判明したことを整理した上で、その含意を述べたい。

一 調査の概要

「公的年金の周知度に関するインターネット調査」では設問がパートAとパートBに分かれている。パートAでは公的年金制度の具体的内容が一般の人びとに、どこまで理解されているのかを調べ、パートBでは、ねんきん定期便

の開封・保管・利用状況、年金知識の情報源、年金理解が難しい理由、年金関係者への要望事項等を質問している。その調査目的は、公的年金に関する制度内容の現段階における周知度を知り、その周知度アップのために何が求められているのか、を探ることにあつた。

パートAは、二四の設問で構成されていた。いずれも三択問題、すなわち、各設問の内容が、(1)正しい、(2)間違っている、(3)分からない、のいずれであるかを選択させる問題である。全体として、「(1)正しい」が正解となる設問が一二問、「(2)間違っている」が正解となる設問が一二問、それぞれ用意されていた。一方、パートBは、五つの設問(うち一問は自由回答)で構成されていた。

調査対象者は、インターネット調査会社の調査モニターとして登録されている男女(日本全国の居住者)であり、本年五月一日時点で三〇〜五九歳の人であつた。有効回答

の回収目標数一二〇〇サンプル、実際に回収されたサンプル数は一三三六サンプル（回収率は三六%強）、有効サンプル数は一二八六サンプルであった。本稿では、この有効サンプルを用いて調査結果を報告する（注2）。

調査の実施日は本年六月二日、三日の両日であった。なお、スクリーニング調査が同年五月二六日から二七日にかけて行われた。

二 調査結果の概要

まず、パートAでは、正解率が高い設問も、いくつかあったが、基本的事項に関する設問で間違えた人も少なくなかった。さらに、「分からない」という回答が最多となった設問も全体の三分の一を占めていた（表1）。

正解者数が回答者の六割以上となった設問は八問あった。具体的には、日本には二つの年金制度がある（設問2、正解率九一%強）、保険料納付が年金受給の基本条件（設問3、八九%）、子どもなしでも老齢年金は受給可（設問11、八一%強）、厚生年金保険料は労使折半負担（設問21、七五%）、三種類の年金給付（設問7、七三%弱）、請求しないと年金は受給不可（設問9、六五%弱）、老齢年金に関する受給開始年齢の選択幅（設問15、六三%弱）、年金受給は二ヶ月に一回、年六回払い（設問6、六一%）など。

表1 設問別の3択分布状況（Row %）および正解率（その1）

設問番号	設問の内容	正しい	間違っている	わからない	正解率、%
1	日本国内に住所のある人は原則として20歳から64歳まで日本の公的年金に加入する義務がある。	77.6	14.2	8.2	14.2
2	日本の年金制度には、給与所得者が加入する厚生年金と、自営業者などが加入する国民年金がある。	91.1	5.8	3.1	91.1
3	年金保険料を支払わないと、年金給付を受けることは原則、できない。（専業主婦など第3号の人や、保険料納付を当局から免除されている人などは、この限りではない）	89.0	5.6	5.4	89.0
4	60歳未満で会社を退職した本人が退職後、正社員として給与を稼いでいる配偶者の被扶養者になる場合、その旨を最寄りの市役所または町村役場に届け出る必要がある。	61.9	10.0	28.1	10.0
5	雇用期間が2ヶ月に限定された契約社員が雇用期間中に週40時間勤務しても、厚生年金に加入する義務はない。	19.7	38.9	41.4	19.7
6	年金保険料は毎月納付が原則である一方、年金給付も毎月（年12回）支払われる。	22.5	61.0	16.6	61.0
7	公的年金の給付には、老齢年金、障害年金、遺族年金がある。	72.6	6.2	21.2	72.6
8	年金制度への加入期間が40年ある人の場合、65歳から受給し始める老齢基礎年金の額は現在、月額で約6万5000円である。	34.4	10.9	54.7	34.4
9	年金給付は、受給要件を満たしても、請求をしなければ、支払われない。	64.9	13.5	21.5	64.9
10	老齢年金は、保険料納付期間が25年以上ないと、受給することができない。	34.8	25.9	39.3	25.9
11	老齢になっても子どものいない人には、年金給付は支給されない。	4.6	81.2	14.2	81.2
12	老齢年金の受給開始年齢に到達した場合、受給対象となる給付は、本人の誕生月の翌月分からである。ただし、各月1日生まれの人には誕生月分からである。	33.9	9.5	56.6	33.9

他方、正解率が三〇%未満の設問は一〇問に及んでいた。すなわち、第三号被保険者の届け先（設問4、正解率一〇%）、何歳まで加入する義務があるか（設問1、一四%強）、通勤手当の取扱い（設問22、一七%強）、在職年金の減額要件（設問17、一八%弱）、遺族年金の受給期間（三〇歳未満の妻）（設問19、二二%弱）、保険料の最低納付年数（設問10、二六%弱）、給付の繰上げ減額は亡くなるまで続くか（設問13、二七%弱）、など。特殊かつ専門的な設問（常時五人以上の従業員を雇っている個人事業主の保険料負担〈設問23、正解率一〇%強〉、雇用期間二ヶ月の契約社員は厚生年金に加入する義務があるか〈設問5、二〇%弱〉、四〇年加入被用者の所得代替率は皆、六〇%程度であり、過去賃金の多寡では変わらないか〈設問14、二七%弱〉、も予想されたこととは言え、正解率が低かった。

正解者が少なかった設問のうち、設問1は、何歳まで加入する義務があるか、という制度のイロハに相当する問いであり、この設問に対する不正解者は回答者全体の八割近くに達していた（注3）。

話をパートBに進めよう。まず、ねんきん定期便の開封・保管状況については、回答者全体の八割あまりが開封しており、また、全体の六割強が保管していた。他方、ねんきん定期便を知らない（あるいは見たことがない）人も一〇%強、いた。さらに、開封経験のある回答者に対して、

表1 設問別の3択分布状況 (Row %) および正解率 (その2)

設問番号	設問の内容	正しい	間違っている	わからない	正解率、%
13	老齢年金は希望すれば60歳からでも受給可能である(ただし減額つき)。この給付減額は64歳までに限定されており、65歳以降については、給付は減額されない。	36.5	26.9	36.5	26.9
14	サラリーマンを40年間経験した人が65歳から受給する老齢年金月額(本人分。基礎年金込み)は、本人が過去に稼いだ賃金月額(平均値)の60%程度となっている。	18.0	26.6	55.4	26.6
15	老齢年金は、実際には60~70歳の間で、自らの判断で受給開始時期を自由に選択することができる。ただし、65歳より早くすれば給付月額は減額、遅くすれば増額。	62.7	7.5	29.8	62.7
16	老齢厚生年金を受給しながら給与を稼ぎつづけると、年金と給与の額次第で、その人の老齢厚生年金は減額されたり、支給が停止されたりすることがある。	53.2	12.6	34.2	53.2
17	在職者に対する老齢厚生年金が減額される際に考慮されるのは、賃金月額だけではない。事業収入や資産収入(地代・家賃・株式配当など)の多寡も考慮される。	34.1	17.5	48.4	17.5
18	受給開始時期を70歳にすると、65歳受給開始に比べ、老齢年金額は42%増額される。ただし、在職に伴う給付減額分または支給停止分は繰下げ増額の対象とはならない。	31.8	11.4	56.8	31.8
19	厚生年金の加入者または受給者であった夫が死亡した場合、その妻には子どもがいなくても、また、妻の年齢が30歳未満であっても、遺族年金が生涯にわたって支給される。	36.4	21.6	42.0	21.6
20	遺族年金の受給権を有する成人女性の場合、再婚すると、彼女は遺族年金の受給権を失う。	47.4	11.1	41.5	47.4
21	給与所得者が加入する厚生年金の保険料は、本人と会社(事業主)が折半負担している。	74.8	5.7	19.5	74.8
22	勤務先から支給された通勤手当は厚生年金保険料の賦課対象とはなっていない。	46.7	17.3	36.0	17.3
23	常時5人以上の従業員を雇っている雇い主が法人経営者でなく個人事業主である場合、その個人事業主も従業員と同様、厚生年金の保険料を支払う義務がある。	45.5	10.7	43.9	10.7
24	20歳以上で、健康保険制度では被扶養者として扱われ、自らの健康保険料の支払いを求められない人は、年金制度でも、本人分の年金保険料を支払う義務はない。	17.7	47.7	34.6	47.7

定期便の記載内容について質問したところ、その内容を詳細に精査している人は二〇%弱にとどまり、文面に一度は目を通してはいるものの、そのすべての内容を精査することはしていない人が大半（四分の三近く）を占めていた。

次に、年金知識の入手先として最も多かったのは、ねんきん定期便であった（回答者全体の四割近くが利用中であった）。次いで多かったのはグーグル等の検索サイトを利用する人であり、全体の三割弱に及んでいた。厚生労働省や日本年金機構など、政府機関の年金関連ウェブサイトは三番目に利用者が多かった（全体の二三%程度）ものの、この順番は期待を裏切る結果であったと言えないだろうか。なお、年金知識をどこからも入手していない人が回答者全体の三割弱に及び、とくに、三〇〜四四歳層の女性の場合、その割合は四〇%近くに達していた。

さらに、年金理解が難しい理由を質問したところ、受給額を自分で計算できないことを、その理由として挙げた人が、回答者全体の半数近くに達していた。また、「在学中に、まともに年金を勉強する機会が一度もなかった」ことや、「年金は、まだまだ先の問題であり、興味を持たない」ことを挙げた人も、それぞれ回答者全体の三割近くを占めていた。そして、四五〜五九歳層の女性に着目すると、「自分に関わる（年金の）取り扱いが、どこに記載されているかを探すが容易でなかった」ことを、その約二七

%が挙げていた。

パートBの最後に質問したのは、正しい年金理解を進めるために年金関係者にしてほしいこと（具体的要望）は何か、という問いであった（自由記入）。無記入や「分からない」等の回答も、それなりにあったが、六割近い人が具体的回答を寄せていた。回答の中で注目に値すると思われる主要な要望は次のとおりであった。

- ① 加入者目線（お役所目線ではない）に立った、日常用語を使った（専門用語や法律用語ではない、分かりやすい）、簡潔な（長い文章ではない）説明
- ② 加入者本人用にカスタマイズされた（自分の年金がどうなるかに関する）情報。チェックボックスやYES/NOを用いて簡単に診断ができるアプリの提供
- ③ 動画（一本二分以内、五〇〜一〇〇本）、YouTube、SNS、アニメ、マンガ、図表等の積極的活用
- ④ 小冊子・リーフレット・ブックレット・ガイドブック・年金辞書等の配布（たとえば、年金手帳配布時、定期便への同封、病院の閲覧コーナーなど。あるいは、小冊子等の中身を見するための二次元コードを、ねんきん定期便に掲載する）
- ⑤ TVにおける常設コーナーの設置（一回一分程度。夕方のニュース番組や情報番組など）

- ⑥ 中高生段階での必須科目化（まず、遺族年金や障害年金の説明から始める）
- ⑦ 電話相談コーナーの充実
- ⑧ 手続が必要な該当者一人ひとりに対するプッシュ方式に基づく通知

三 若干の考察

本節では、今回の調査で新たに判明したことを整理し、その含意を述べる。

まず、第一に、公的年金の基本的内容であっても、誤解している人や「分からない」と回答した人が少なくなかった。公的年金に何歳まで加入する義務があるか（設問1）、通勤手当は年金保険料の徴収対象となっているか（設問22）、第三号被保険者としての届け出先はどこか（設問4）、老齢年金を受給するために必要な保険料の最低納付年数は何年か（設問10）、老齢年金を六五歳以前から受給しはじめた場合、給付減額は何歳まで行われるか（設問13）、給与所得者として働きながら老齢年金を受給する場合、財産収入や事業収入が多いと、老齢年金の受給額は減額されるか（または支給停止となるか。設問17）。夫に先立たれた三〇歳未満の妻は遺族年金を生涯にわたって受給できるか（設問19）、などがその例である。この点は、今後、公的

年金制度に関する正しい理解を広げていくことに、年金関係者が従来にも増して取りくむ必要性が高いことを示唆している。

第二に、公的年金に関する知識の伝達手段として今後の期待が大きい媒体の一つは「ねんきん定期便」である（注4）。ねんきん定期便は年一回ずつ、六〇〇〇万件超が公的年金の加入者に届けられている。この、毎年、繰りかえし届く、という特性を最大限に活用してほしい。これが、今回におけるアンケート回答者からの強い要望ではないのか。年金に関連する各種情報の集約場所として「ねんきん定期便」のあり方を抜本的に見直し、必要に応じて各種情報へのリンクを貼ったり、関連情報の二次元コードを掲載したりすることを、是非とも検討してほしい。なお、繰りかえし行われる情報提供という点では、TVにおいて年金番組の定期放映コーナーを設置することに対する要望も大きいのではないか。さらに、「ねんきん定期便」を送付する際には、年金制度に関するリーフレットや小冊子・ガイドブック等を同封することも、検討に値すると思われる。参考にすべき年金資料が常に手元にある。そのことの意義は少なくないだろう。

第三に、年金加入者が最も知りたいのは、一般的な年金知識では必ずしもなく、加入者本人にカスタマイズされた年金情報である。具体的には、自分の受給できる年金月額

はどの位になるのか、そして、その金額をもっと増やすための具体的な手段として何があるのか、という二つのコンテツではないだろうか。無論、年金受給に到るまでのライフコースは各人各様であり、皆、違っている。その点に、きめ細かく対応した（利用者が各種の計算条件をウェブページ上で入力・設定できる）年金受給額計算のシミュレーターを今後、開発する必要性は大きい（注5）。

第四に、政府機関の年金関連ウェブサイトは従来、正確な情報の提供を何よりも重視していたのではないだろうか。結果的に、「分かりやすさ」が軽視されていたきらいがあった。今回の調査において、年金知識の情報源として活用頻度が一番ではなかった主な理由は、この点にあったと思われる。しかし、今回調査の回答をみるかぎり、何よりも「分かりやすさ」優先の情報提供を求める加入者が圧倒的に多かった。専門用語や法律用語の使用を極力避け、あくまでも加入者目線に立脚して、日常用語のみで、簡潔に制度の内容や手続きを説明してほしいと、要望しているのである。ただ、「分かりやすさ」と「正確さ」を両立させることは決して容易ではない。あるいは、それらを簡潔に（短めの文章で）説明するためには、かなりの力量が必要となる。なお、今回のアンケート調査によると、「知りたい情報が、どこにあるのか見つけにくい」という声も少なくなかった（注6）。

第五に、制度の改正内容や広報手段の抜本的見直し等が年金制度の加入者・受給者に広く伝達され、理解されるまでの時間については、それを可能なかぎり短縮する必要がある。今、年金広報に求められているのは、「分かりやすさ」「正確さ」だけでなく、「迅速さ（スピード）」もある。秀逸で、かつ、分かりやすいサイトを開発することと、そのサイトを速やかに国民周知のものとすることは、別次元の問題である。ただ、どうやったら、間髪を入れずに、できるだけ多くの人に注目してもらえるのか。そのために有効な手段を見つけることは容易でないだろう（注7）。

注

- 1 本稿は高山（二〇二一）をベースにして、新たに展開しなおしたものである。
- 2 有効回答者の主な特徴は次のとおりであった。まず、男女別では女性の割合が若干ながら高かった（五一％強）。次に、全体として有配偶率は五六％である一方、未婚率は三七％弱となっていた。また、子どもがいた人は全体として四五％強にとどまり、子なしの人の方が多かった。男性は正規の給与所得者が四分の三前後を占めていた一方、女性の場合、三〇～四四歳層の二五％強、四五～五九歳層の三七％強が専業主婦であった。なお、女性の二二％前後は短時間勤務（週三〇時

間未満)の給与所得者であり、三〇〜四四歳層だけに限定すると、女性の四一%弱が正規の給与所得者であった。いずれにせよ、男女とも給与所得者が多数派を構成していた。

3 国民多数派の感覚は今や、老齢年金の受給開始は六五歳であり、その直前までは年金制度に加入する義務がある、というものではないか。加入義務を六〇歳直前まで、としている現行制度は、このような感覚に必ずしもマッチしておらず、時代遅れとなっているように思えてならない。

4 特に、若い人向けには「年金ネット」の利用価値が高くなるだろう。

5 年金広報検討会の第11回資料(二〇二二年七月一日)によると、政府は現在、「ねんきんネット」にバナーを貼った「年金簡易試算ウェブアプリ」を二〇二二年四月から運用する方向で鋭意、準備を進めている。

6 これらの点を踏まえ、厚生労働省は二〇一九年四月に「わたしとみんなの年金ポータル」(いわゆる「年金ポータル」)をウェブページに開設した。年金について知っておきたいことが、すぐに探せるサイトである。「探してわかる」「見てわかる」「読んでわかる」をキャッチフレーズにした、従来とは全く異なる斬新なコーナー。

7 日本年金機構は現在、一二種類の通知書類を公的年金の加入者・受給者に送付している。ねんきん定期便(年に一回、年間六四〇〇万件弱)、振込通知書(月単位で五四〇〇万件強)、国民年金保険料通知書(月間で一八〇〇万件強)、特別催告状(月間で九〇〇万件弱)。国民年金保険料を滞納している人宛の通知。送付回数別に色(青色・黄色・赤色)の異なる封筒に入られている)等が、その代表例である。通知文面の文字数を削除し、文字サイズを大きくする一方、図を多面的に活用するなど、改善努力を怠っていない。今後とも、そのような努力を続けるとともに、手続きに漏れがないよう、適宜適切な時期に、プッシュ方式で、加入者・受給者の一人ひとりに直接、働きかけてほしい。

参考文献

高山憲之(二〇二一)「公的年金の周知度に関するインターネット調査」年金研究、第一六号